

## 令和5年度 各種排除雪事業について

町では、ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯等で居住している屋根の雪下ろし及び落雪した雪を排雪する労力の確保が困難な世帯に、除排雪経費の一部を助成する事業を実施しています。

### 【除雪サービスを希望される方】

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯（65歳以上でふたり暮らし）などで、除雪を行うことが困難な方の生活道路を確保するため、費用の一部を補助する除雪サービス事業を行います。希望される方は健康管理センターへご連絡ください。

◎前年度から継続して除雪サービスを希望される方は申込不要です。後日、地区担当の民生委員の方が確認に伺います。

#### ■対象者

次の要件に該当する自力での除雪が困難な世帯

- ・ 病弱や高血圧、腰痛、慢性疾患で治療を受けていること
- ・ 近所や町内に除雪をお願いできる人がいないこと

#### ■除雪実施者

高齢者事業団

#### ■除雪範囲

原則として道路から玄関までの通路の除雪（幅1メートル程度）

#### ■除雪期間

令和5年12月～令和6年3月

#### ■除雪条件

おおむね10センチ以上

#### ■手数料

除雪期間の約3ヶ月間で1世帯につき  
5,000円



#### ■お問い合わせ

保健福祉課介護福祉グループ（健康管理センター） ☎01392-2-3131

### 【屋根の雪下ろしを希望される方】 （シーズン契約）

除排雪を期間契約する方は、**事前に依頼される事業者へ直接ご確認ください**、申込期限までに、健康管理センターまで申請してください。  
※シーズン契約とは、12月～3月の期間の除排雪を事業者等と契約している場合等を指します。

#### ■助成対象者

- ・ 65歳以上のひとり暮らし世帯
- ・ 親族や近隣者から居住している家屋の屋根の雪下ろし等の援助を受けることができない世帯
- ・ 身体障害者等を含む世帯
- ・ 自力で除排雪を行うことが困難な世帯

#### ■助成対象作業

- ①家屋屋根の雪下ろし
- ②屋根からの落雪の除排雪及び家屋周辺の除排雪

#### ■助成額

- ・ 除排雪費用の3分の2（限度額37,000円）
- ・ 1世帯①②各2回までの合計額

#### ■精算方法

契約期間終了後に事業者等が発行した領収書で実績を確認後、助成額をお支払いします

#### ■申込期限

**令和5年12月15日（金）まで**

#### ※注意

- ・ 期限以降は申請及び登録は、原則受付いたしません。
- ・ シーズン契約以外の屋根の雪下ろし等助成事業については、広報12月号で改めてお知らせいたします。（令和6年1月9日より受付予定）